

# 就学支援奨学資金貸与のしおり





はじめに

この就学支援奨学資金貸与は、社会福祉法人西予総合福祉会（以下「法人」という）内施設の業務に従事しようとする意思を有し、かつ、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格、介護福祉士資格、保育士資格、理学療法士資格、作業療法士資格または柔道整復師資格（以下「当該資格」という）の取得を目指し、資格取得者を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という）に在籍する者または在学することを決定している者に対して、就学支援奨学資金（以下「奨学金」という）を貸与することにより、事業継続のための人材確保を図り、地域福祉の維持と向上に寄与することを目的としています。

奨学金は貸与ですが、学校卒業後、直ちに当法人に就職し、貸与期間に応じて、引き続き業務に従事することにより、奨学金の返還が免除されます。

## 奨学金の概要

### 1. 貸与の対象者

次に掲げる者を対象とします。

- (1)当該資格の取得が可能な養成施設に入学を許可された者
- (2)卒業まで1年以上の期間を有する在學生（ただし、入学時に35歳以下の者）
- (3)養成施設を卒業後、直ちに法人に就職する意思を有する者

### 2. 貸与の申請

次に掲げる書類を理事長が定める期日までに法人に提出してください。

#### (1)連帯保証人と連署した就学支援就学資金貸与申請書（様式第1号）

（注1）連帯保証人（以下「保証人」という）2人は、次の各号のいずれにも該当する者とし、そのうち1人は父、母、兄弟姉妹又は同居の親族（奨学金の貸与を受けようとする者が未成年であるときは、親権者又は未成年者後見人等の法定代理人）とし、他の1人は別世帯の独立した生計を営む者でなければなりません。

<1>成人であること

<2>成年被後見人又は被保佐人でないこと

<3>奨学金の返還能力を有していること

（注2）振込先は申請者名義の口座のみとなります

#### (2)関係書類

##### 1)在学証明書又は合格通知書

（注1）合格通知書の写しを提出した者は、新たに養成施設に就学したときに在学証明書を提出しなければなりません。

##### 2)高校の調査書又は成績証明書

（注1）選考上必要と判断した場合は、上記以外に申請書類（履歴書等）を求めることもあります。

（注2）成績証明書は、直近の最終学校の証明書とします。

### 3. 貸与の決定等

申請書等受理後、書類審査及び面接を行い、適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定するものとします。

(1) 奨学金の貸与が決定したときは、就学支援資金貸与決定通知書（様式第2号）により学校長を経て、申請者に通知します。

(2) 決定通知を受けた者（以下「奨学生」という）は、当該通知を受けた日から14日以内に保証人と連名した誓約書（様式第3号）を提出しなければなりません。

（注1）申請者が未成年の場合は、保護者（法定代理人）も署名押印すること

（注2）連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを押印すること

（注3）連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通

(3) 貸与しないと決定したときは、その旨を学校長を経て、申請者に通知します。

### 4. 貸与の方法

奨学金は、入学年のみ1年間分を入学が可能なのが確認できる書類の提出後2週間以内に、それ以降は2月に半期分、7月に半期分を学生本人名義の指定口座への振込により貸与するものとします。

### 5. 奨学金の額

奨学金の貸与額は、月額4万円（年間：48万円）。

#### 【奨学金の貸与例】

2年制（専門学校・短期大学）の場合

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 第1回目（入学が可能なのが確認できる書類の提出後） | 48万円 |
| 第2回目（進級前の2月）              | 24万円 |
| 第3回目（進級後の7月）              | 24万円 |
| 合 計                       | 96万円 |

4年制大学の場合

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 第1回目（入学が可能なのが確認できる書類の提出後） | 48万円  |
| 第2回目（進級前の2月）              | 24万円  |
| 第3回目（進級後の7月）              | 24万円  |
| 第4回目（進級前の2月）              | 24万円  |
| 第5回目（進級後の7月）              | 24万円  |
| 第6回目（進級前の2月）              | 24万円  |
| 第7回目（進級後の7月）              | 24万円  |
| 合 計                       | 192万円 |

## 6. 利子

貸与する奨学金は、無利子とします。

## 7. 貸与期間

奨学金の貸与期間は、次に掲げる者の区分に応じ、定める期間とします。

- (1) 養成施設に在学することが決定している者 修学した月から在学する正規の修学年限の終期まで
- (2) 養成施設に在学している者 奨学金の貸与が決定した月の翌年度当初から在学する正規の修学年限の終期まで

## 8. 在学証明書等の提出

奨学生は、奨学金の貸付けの決定を受けた日の属する年度の翌年度以降において、奨学金の貸与を受けようとするときは、毎年度所定の期間内に、当該養成施設が発行する奨学金の貸与を受けようとする年度の在学証明書及び前年度の成績証明書を添えて理事長に提出しなければなりません。

## 9. 異動届

- (1) 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者(以下「奨学生等」という)は、次のいずれかに該当する場合には、就学支援奨学資金異動届(様式第 16 号。以下「異動届」という)にその異動の事実が確認できる書類を添えて、理事長に届け出なければなりません。

- <1> 養成施設等を退学したとき
- <2> 氏名、住所又は連絡先を変更したとき
- <3> 休学したのち、復学したとき
- <4> 進学又は原級留置したとき
- <5> 停学の処分を受け、当該処分が解かれたとき
- <6> 本人や保証人の重要事項に異動があったとき
- <7> 前各号に掲げるもののほか、重要事項に異動があったとき

- (2) 疾病等の理由により奨学生等が異動届を提出できない場合は、保証人が届け出るものとします。

## 10. 貸与の停止

理事長は、奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が次のいずれかに該当する場合は、その該当する事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が消滅した日の属する月の前月までの間、奨学金の貸与を停止いたします。

- <1>休学又は停学の処分を受けたとき
- <2>原級留置したとき
- <3>奨学金の貸与の停止を申し出たとき 1

- (1) 奨学生は、上記の該当する事由が生じたときは、就学支援奨学資金貸与停止申出書(様式第4号)を遅滞なく理事長に提出しなければなりません。
- (2) 奨学金の貸与を停止したときは、就学支援奨学資金貸与停止通知書(様式第5号)により通知するものとします。

#### 11. 決定の取り消し

理事長は、奨学生が次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すものとします。

- <1>死亡したとき
- <2>退学したとき
- <3>疾病その他の理由により修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- <4>学業成績が著しく不良と認められるとき
- <5>奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- <6>虚偽その他不正な方法により奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき
- <7>前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与を受ける目的を達成する見込みがないと認められるとき

- (1) 決定を取り消すときは、就学支援奨学資金貸与決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとします。

#### 12. 辞退届の提出

奨学生は、辞退をするときは、就学支援奨学資金辞退届(様式第15号)を理事長に提出しなければなりません。

#### 13. 借用証書の提出

奨学生は、次のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付を受けた奨学金について、就学支援奨学資金借用証書(様式第7号)を理事長に提出しなければなりません。

- (1) 養成施設を卒業したとき
- (2) 下記のいずれかに該当することになったとき
  - <1>決定の取り消しがあったとき
  - <2>養成施設を卒業し、資格取得が出来なかったとき
  - <3>養成施設を卒業後、直ちに法人施設での業務に従事しなかったとき
  - <4>法人が奨学生を雇用しなかったとき

#### 14. 返還及び返還方法

- (1) 貸与期間が満了したときは、返還しなければなりません。
- (2) 奨学金の貸与を受けた者で、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければなりません。

<1>決定の取り消しがあったとき

<2>養成施設を卒業し、資格取得が出来なかったとき

<3>養成施設を卒業後、直ちに法人施設での業務に従事しなかったと。

<4>法人が奨学生を雇用しなかったとき

- (3) 奨学金の返還の方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払とします。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りではありません。
- (4) 奨学金の返還期間は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して5年以内に全額を返還しなければなりません。ただし、繰上返還することを妨げません。
- (5) 上記の<1>～<4>いずれかに該当する者は、事由が生じた日から起算して14日以内に、就学支援奨学資金返還申出書(様式第8号)を理事長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- (6) 理事長は、前項の申し出を承認した場合は、就学支援奨学資金返還決定通知書(様式第9号)により通知するものとします。

#### 15. 返還債務の猶予

理事長は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続する間、奨学金の返還の債務を猶予することができます。

<1>奨学金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき

<2>養成施設を卒業後、他の養成施設に進学している場合で、かつ、当該養成施設を卒業後、直ちに法人施設における業務に従事する意思を有しているとき

<3>災害、疾病その他やむを得ない理由により、定められた期限までに奨学金の返還が困難であると理事長が認めたとき

<4>前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認めるとき

- (1) 返還債務の猶予を受けようとする者は、就学支援奨学資金返還猶予申請書(様式第10号。以下「猶予申請書」という)に申請事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければなりません。
- (2) 理事長は、奨学金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、就学支援奨学資金返還猶予決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。
- (3) 奨学金の返還を猶予された者は、提出した猶予申請書の内容に変更が生じたとき又は猶予する事由が消滅したときは、就学支援奨学資金返還猶予変更(消滅)申請書(様式第12号)を理事長に提出しなければなりません。

#### 16. 返還責務の免除

- (1) 理事長は、奨学生が次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還債務の全部を免除することができます。

<1>養成施設を卒業後、直ちに法人施設で貸与期間に1年を加えた期間(疾病、

負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。)の業務に従事したとき。ただし1年間のみ貸与を受けたものは、貸与期間を2年とします

<2>法人施設での業務中に死亡又は重度心身障がい、その他特別の事情により奨学金を返還することができなくなったとき

- (2) 理事長は、業務に従事した期間が別に定める指定期間に満たない時は、当該従事期間に応じ、返済債務の一部を免除することができます。
- (3) 奨学金の返還の免除を受けようとする者は、就学支援奨学資金返還免除申請書(様式第13号)を理事長に提出しなければなりません。
- (4) 理事長は、奨学金の返還を免除する旨の決定をしたときは、就学支援奨学資金返還免除決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

#### 17. 返還債務の免除の額

定める期間を法人施設において業務に従事しなかった場合の返還の債務を免除する額は、法人施設において業務に従事した期間が貸与期間以上貸与期間に1年を加えた年数未満の場合は貸与金額の半額(その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げた額)とし、法人施設において業務に従事した期間が貸与期間未満の場合は免除なしとします。

#### 18. 遅滞利息

理事長は、奨学金の貸与を受けた者が奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、返還すべき額に年14.6パーセント(当該奨学金を返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、返還すべき額に年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞利息を徴収することができる。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではありません。

#### 19. 死亡届

奨学生等が死亡したときは、保証人のうち親権者若しくはこれに類する者又は遺族が、死亡届(様式第17号)に戸籍抄本を添えて理事長に届け出るものとします。



## 奨学金申込みから採用・返還の流れ



資格取得が可能な養成施設に入学を許可された者

卒業まで1年以上の期間を有する在学学生

①進学先を受験

※申請時に合格通知書が必要

②進学先が確定したら、法人へ  
「就学支援奨学資金」を使用したい旨を連絡

③申請書類の準備

- 1) 貸与申請書
- 2) 合格通知書  
※のちに、在籍証明書も必要
- 3) 高校の調査書
- 4) 履歴書

①法人へ「就学支援奨学資金」を使用  
したい旨を連絡

②申請書類の準備

- 1) 貸与申請書
- 2) 在籍証明書
- 3) 前年度の成績証明書
- 4) 履歴書

### 【貸与のための選考実施】

受付（随時対応）後、日程調整し、追って連絡

決定通知書の通知（法人→学校→本人）後、必要書類の提出（14日以内）

手続き完了後、奨学金振込開始（貸与期間に応じて、本人名義の指定口座へ入金）

新入生：入学年のみ1年間分（48万円）を2週間以内に入金

それ以降は、進級前の2月に半期分（24万円）、7月に半期分（24万円）を入金

在校生：進級前の2月に半期分（24万円）、7月に半期分（24万円）を入金

毎年度、貸与を受けようとする年度の在学証明書及び前年度の成績証明書の提出

停学・休学・復学（本人より法人へ申し出、所定の用紙に記載し、報告）

卒業・退学・辞退・死亡（本人が法人へ申し出、所定の用紙で借用証書等の提出）

### 【職員採用試験を受験（卒業する年度）】

養成施設を卒業後、西予総合福祉会での業務に従事するには、受験が必要

免除

次のいずれかに該当する場合は返還が免除されます。

- 1) 養成施設を卒業後、直ちに法人施設で貸与期間に1年を加えた期間の業務に従事したとき  
（ただし1年間のみの貸与を受けたものは、貸与期間を2年とします）
- 2) 法人施設での業務中に死亡又は重度心身障がい、その他特別の事情により奨学金を返還することができなかったとき

返還

- 1) 決定の取り消しがあったとき
- 2) 養成校施設を卒業し、資格取得が出来なかったとき
- 3) 養成施設を卒業後、直ちに法人での施設での業務に従事しなかったとき
- 4) 法人が奨学生を雇用しなかったとき

奨学金の返済期間は5年以内とし、月賦、半月賦の均等払又は一括とします。

※返済責務の猶予・免除、返還については、  
14.～16.をご参照ください。

申込時に習得した情報は、就学支援奨学資金貸与のために使用いたします。  
個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人西予総合福祉会個人情報規程によります。

 社会福祉法人 西予総合福祉会

〒797-0020 愛媛県西予市宇和町久枝甲 1434 番地 1

TEL 0894-62-3773 FAX 0894-62-2136

E-mail [jinzai@seiyofukushi.com](mailto:jinzai@seiyofukushi.com)

URL <http://www.seiyofukushi.com/>